資料 1

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(案)

制定平成 年 月 日

(目 的)

第1条 南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、南房交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者 をいう。
 - 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車 をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。
 - 5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

(実施事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
 - (1)地域計画の作成
 - (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

- ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る 連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
 - ① 協議会の運営方法
 - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

- 第4条 協議会の構成員は、以下(1)から(6)の種別毎に次に掲げる者とし、任期は平成27年9月30日までとする。
 - (注) (1) ~ (5) は、法第8条第1項に規定する構成員、(6) は、同第2項に規定する構成員。
 - (1) 千葉運輸支局長
 - (2) 関係地方公共団体の長
 - ① 千葉県総合企画部交通計画課長
 - ② 館山市長又はその指名する者
 - ③ 木更津市長又はその指名する者
 - ④ 鴨川市長又はその指名する者
 - ⑤ 君津市長又はその指名する者
 - ⑥ 富津市長又はその指名する者
 - ⑦ 袖ヶ浦市長又はその指名する者
 - ⑧ 南房総市長又はその指名する者
 - ⑨ 鋸南町長又はその指名する者
 - (3) タクシー事業者等
 - ① 一般社団法人千葉県タクシー協会長
 - ② かずさ交通株式会社代表取締役社長
 - ③ 鏡浦自動車株式会社代表取締役社長
 - (4) 労働組合等

全国交通運輸労働組合総連合を代表する者

(5) 地域住民

木更津商工会議所専務理事

- (6) その他協議会が必要と認める者
 - ① 千葉県警察本部交通部交通指導課長
 - ② 千葉県警察本部交通部交通規制課長
 - ③ 木更津労働基準監督署長
 - ④ 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長

⑤ 千葉県タクシー運転者登録センター所長

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
 - 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
 - 3 会長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を 代理する。
 - 5 協議会には事務局を設置する。
 - 6 事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告す る。
 - 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
 - 8 事務局長の任期は平成27年9月30日までとする。
 - 9 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1)会長の選出を議決する場合

法第8条第1項に掲げる協議会の構成員のうちタクシー事業者等及び労働組合等は、それぞれ種別毎に1個の議決権を与え、法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員のうち関係行政機関は、行政機関毎に1個の議決権を与え、その他構成員については、各自1個の議決権を与えることとし、議決は過半数以上に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 千葉運輸支局長が合意していること。
- ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
- ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置

するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3)地域計画を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 地域計画に合意したタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
- ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1) から(3) まで以外の議決を行う場合(1) の議決方法をもって決することとする。
- 11 協議会は、定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要となる事項 は、会長が協議会に諮り定める。

第1回

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会

平成24年12月6日

南房地区タクシー事業適正化・活性化協議会事務局

I.「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法」の 制定の背景と協議会の目的

1. 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」とは

特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。

しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、 収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮すること が困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

特措法の骨子

- ① 特定地域の指定等
 - ■国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を「特定地域」として指定

(都道府県知事及び市町村長が、国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することも可能)

② 特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

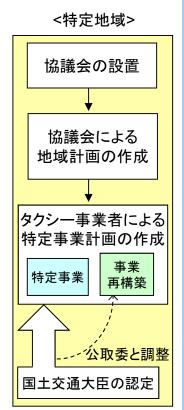
- ・特定地域において、地域のタクシー事業の関係者は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の 適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる
- ・地域計画で定めるべき事項:タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本方針(地域計画の目標、目標達成のための事業等)

③ 特定事業計画の作成

- ・特定地域のタクシー事業者は、単独で又は共同で、地域計画に即したタクシー事業の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる
- ・特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる

④ 特定地域における道路運送法の特例

特定地域において、増車を行おうとする場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。



2. 特措法制定の背景

タクシー市場の供給過剰・運賃競争

タクシー需要:輸送人員の長期的な減少

タクシー供給: H14年2月「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による参入

規制撤廃等を契機に、過剰な輸送力の増加、過度な運賃競争へ

諸問題の発生

地域公共交通機関としての機能不全

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)
- タクシー事業者の収益基盤悪化
- ·運転者の賃金等の労働条件悪化
- ·サー<mark>ビスの</mark>質の低下
- ·法令<mark>違反、事</mark>故件数の増加 等・・・

タクシー事業の適正化・活性化に向けた動きへ

国の動き: H18年8月に東京地区のタクシー運賃改定申請がなされ、物価安定政策会議における審議が開始したが、 その中で、タクシー事業のあり方に関する問題提起がなされた。これを契機として、国交省の「交通政策審 議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置された

業界団体の動き:全タク連第三者委員会「安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」設置、

署名運動等の実施等・・・

3. 協議会設置の目的

関係者相互の連携及び協力について

第七条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、<u>特定地域における一般乗用旅客自動</u>車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

協議会の設置について

第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する<u>地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会</u>(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
- 三 その他協議会が必要と認める者

4. 協議会とは

基本的な考え方

- 協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、 特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進するうえでの中心的な役割を担うもの
- <u>地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化</u>に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される

構成員

- 地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい
- 〇また、<u>協議事項に関係する関係行政機関(都</u> 道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県 公安委員会など)の参画を得ることも重要

記載事項に関する留意点事項

- 協議会運営の透明性・実効性等を確保する 観点から、<u>協議会における意志決定の方法等</u> <u>に係る規約を定め、適切に協議会を運営</u>する ことが望ましい
- 協議会運営の効率化や他の計画との整合性 の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・ 再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開 催することも考えられる

【参考】南房交通圏の特定地域の指定について

■指定要件

人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。

- ①日車実車キロ又は日車営収が平成13年度と比較して減少していること。
- ②前5年間の事故件数が毎年度増加していること。
- ③前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。

※南房交通圏については上記指定要件の「日車実車キロが平成13年度と比較して減少していること。」に該当。 (平成13年度・・・66.0キロ 平成23年度・・・65.8キロ)

■指定期間

原則として3年間(平成24年10月1日~平成27年9月30日)



		特定地域一	覧表	全	国】
運輸局等	都道府県	特定地域(157地域)		運輸局等	都道
北海道	北海道	札幌交通圏、小樽市、函館交通圏、旭川交通圏、 苫小牧交通圏、釧路交通圏、帯広交通圏、北見交通圏			大
東北	青森	吉森交通圈、八戸交通圏、弘前交通圏 	1		京
	岩手	盛岡交通圏、花巻交通圏、一関交通圏	1	近畿	兵
	宮城	仙台市、石巻市	1	~	奈
	福島	福島交通圏、郡山交通圏、会津交通圏、いわき市	1		滋
	秋田	秋田交通圏	1		和語
	山形	山形交通圏			
	東京	特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏、			広
	11-6-11	西多摩交通圏	4	中国	鳥
	神奈川	京浜交通圏、県央交通圏、湘南交通圏、小田原交通圏	-		島
	千葉	京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏、北総交通圏、 市原交通圏、南房交通圏			岡山
関東	埼玉	県南中央交通圏、県南西部交通圏、県北交通圏、	1		香
		※県南東部交通圏			徳
	群馬	東毛交通圏	1	四国	愛
	群馬及び 埼玉	中・西毛交通圏			高
	茨城	水戸県央交通圏、県南交通圏、県西交通圏、※県北交通圏	=		褔
	栃木	宇都宮交通圏、県南交通圏、塩那交通圏	1		佐
	山梨	甲府交通圏		4.10	長
	新潟	新潟交通圏、長岡交通圏、上越交通圏、三条市A、新発田市A、 ※※柏崎市A		九州	熊
北陸	富山	富山交通圏、高岡・氷見交通圏、※砺波市B・南砺市	1		宮
信越	石川	金沢交通圏、南加賀交通圏	+		鹿児
	長野	長野交通圏、松本交通圏、上田市A、飯田市A	1	沖縄	沖
中部	愛知	名古屋交通圏、知多交通圏、尾張北部交通圏、	1	71 1948	/1
		尾張西部交通圈、西三河北部交通圈、西三河南部交通圈、			
		※東三河南部交通圏		*	: 平月
		静清交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、			. 平) : 平)
	静岡	磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、伊豆交通圏、		***	
		※浜松交通圏			· 中/
	岐阜	岐阜交通圏、大垣交通圏、高山交通圏、美濃・可児交通圏、	1	/m =1=	,
		※※東濃西部交通圏、※※東濃東部交通圏	╛		

三重 津交通圏、松阪交通圏、※北勢交通圏 福井 福井交通圏、※※※武生交通圏

運輸局等	都道府県	特定地域 (157地域)
近畿	大阪	大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南B交通圏、
	入版	泉州交通圏、※河南交通圏
	京都	京都市域交通圏
	兵庫	神戸市域交通圏、姫路·西播磨交通圏、東播磨交通圏
	奈良	奈良市域交通圈、※生駒交通圏、※中部交通圏
	滋賀	大津市域交通圏、湖南交通圏、中部交通圏、湖東交通圏
	和歌山	和歌山市域交通圏
	広島	広島交通圏、呉市A、東広島市、三原市、福山交通圏、
	瓜馬	※尾道市
中国	鳥取	鳥取交通圈、米子交通圏、※倉吉交通圏
中国	島根	松江市、出雲市
	岡山	岡山市、倉敷交通圏、津山市
	山口	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、岩国交通圏
	香川	高松交通圏、中讃交通圏
四国	徳島	徳島交通圏
	愛媛	松山交通圏、東予交通圏、今治交通圏
	高知	高知交通圏
	福岡	福岡交通圏、北九州交通圏、筑豊交通圏、大牟田市、
	加川	久留米市
	佐賀	佐賀市、唐津市
九州	長崎	長崎交通圏、佐世保市、諫早市
איניטל	熊本	熊本交通圏、八代交通圏
	大分	大分市、別府市
	宮崎	宮崎交通圏、都城交通圏、延岡市
	鹿児島	川薩交通圏、鹿屋交通圏、鹿児島空港交通圏、鹿児島市
沖縄	沖縄	沖縄本島

: 平成22年4月1日指定地域 (11地域) ※※ : 平成22年10月1日指定地域(3地域) ※※※:平成24年4月1日指定地域 (1地域) 無印 : 平成24年10月1日指定地域(142地域) Ⅱ. タクシー事業の現況

1. 一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)とは

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの個別輸送、観光立国に対応する観光タクシー及び高齢化社会に対応する福祉輸送等あらゆる側面を持ち、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、なおかつ柔軟に対応することができる乗り物である

一般タクシー

流し、駅待ち及び無線 等により利用者の対応を するタクシー



福祉タクシー

身体障害者及び高齢 者等のニーズにあわせ、車イスや寝台のまま 乗ることができるタク シー



乗合タクシー

乗合バス等では対応 が困難な地域や時間帯 等において足の確保を 行うタクシー・デマンドタ クシー等



観光タクシー

定まっている観光 ルートを低運賃にて周 遊することができるタク シー



個人タクシー

優秀適格者のみ許可 され、高水準のサービス を提供するタクシー



2. タクシー事業に関する現行制度の概要

参入面等(特定地域)

- 新規参入(営業区域ごとの許可)
 - ・輸送の安全確保に必要な体制・能力の審査(例:車庫・休憩仮眠施設、教育・指導体制等)
 - 事業を適確に遂行するに足る能力の審査(例:資金計画、法令知識、損害賠償能力、最低保有車両数等)
 - ・欠格事由(過去2年以内に事業許可の取消処分を受けていること等)に該当しないこと
- 事業計画の変更(営業区域の拡大・増車等:認可、 減車等:事前届出)
- 著しく供給過剰となった場合の緊急調整措置(新規参入、増車を停止)

運賃面

- 〇 認可制
 - ・能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること(総括原価主義)
 - ・特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
 - 他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないこと

事業運営面

組織体制

- 運行管理者の選任
- 整備管理者の選任
- 運輸安全マネジメントの実施

運転者

・運転者の選任に当たっての諸規制 (研修の義務付けなど)

運行

- ・点呼の義務付け
- 運転者の拘束時間の制限
- ・ 運行記録計による速度等 の記録義務付け

輸送サービス

- 運送約款(認可制•標準約款制)
- ・区域外運送の禁止(発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客運送の禁止)

運送引受義務

タクシー事業者は一定の場合(公序良俗に反する場合、天災の場合等)を除き、運送の引受けを拒絶してはならない。

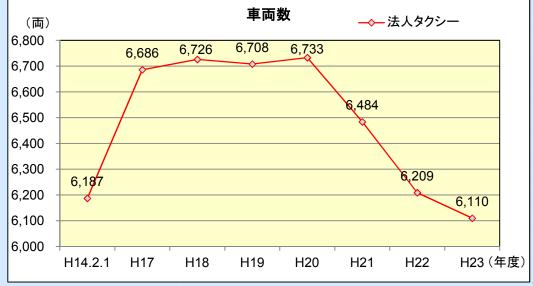
タクシー業務適正化特別措置法に基づく措置

東京地域・千葉地域等の一定地域(指定地域)では、認定講習を修了するなど一定の要件を満たし、国土交通大臣の登録を受けた者でなければタクシーの運転者として乗務させてはならない。

Ⅲ. 千葉のタクシー事業の現況

1. 千葉県内のタクシー事業者数・車両数の推移

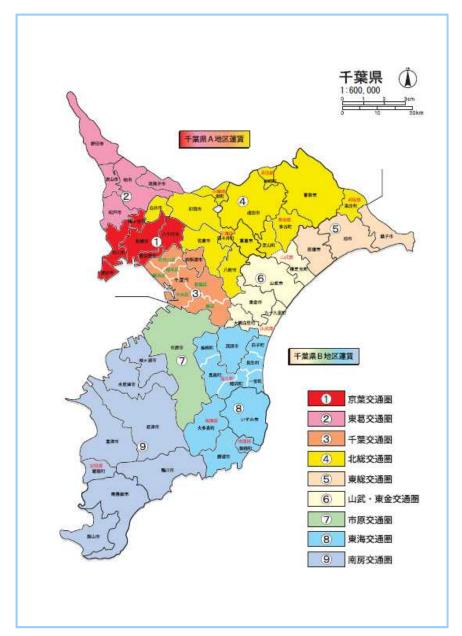




資料:関東運輸局調べ

11

2. 南房地区の事業者数・車両数





3. 南房地区の法人タクシーの輸送実績の推移



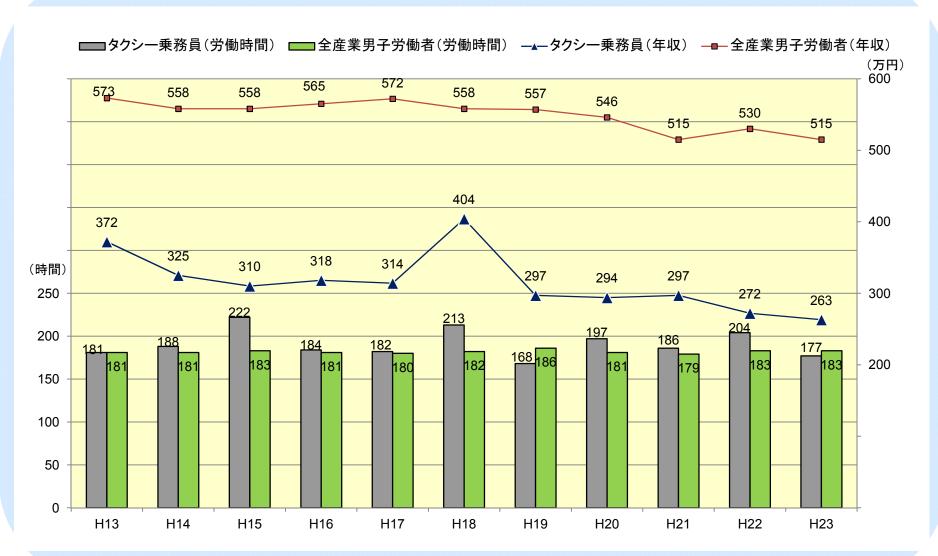




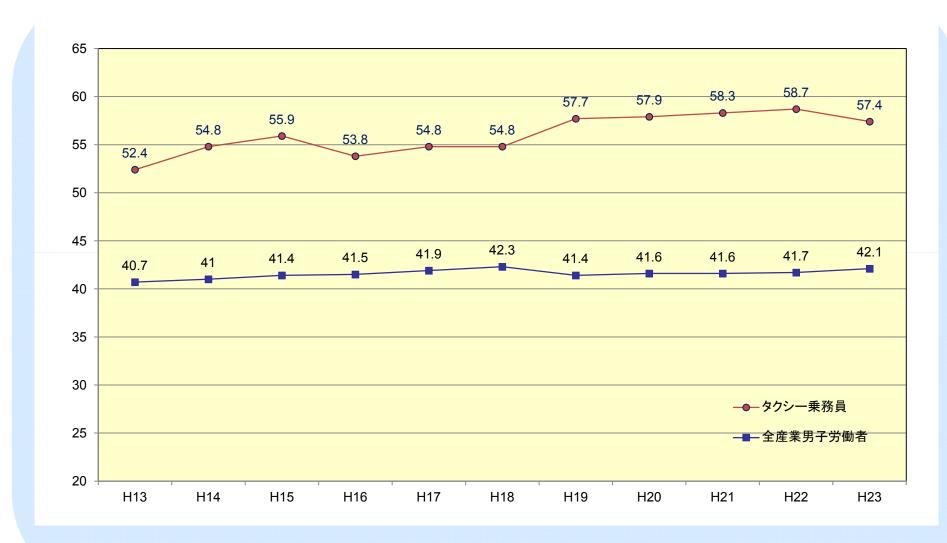


資料:関東運輸局調べ

4. 千葉県 タクシー運転者の労働時間と年間所得の推移(男性)

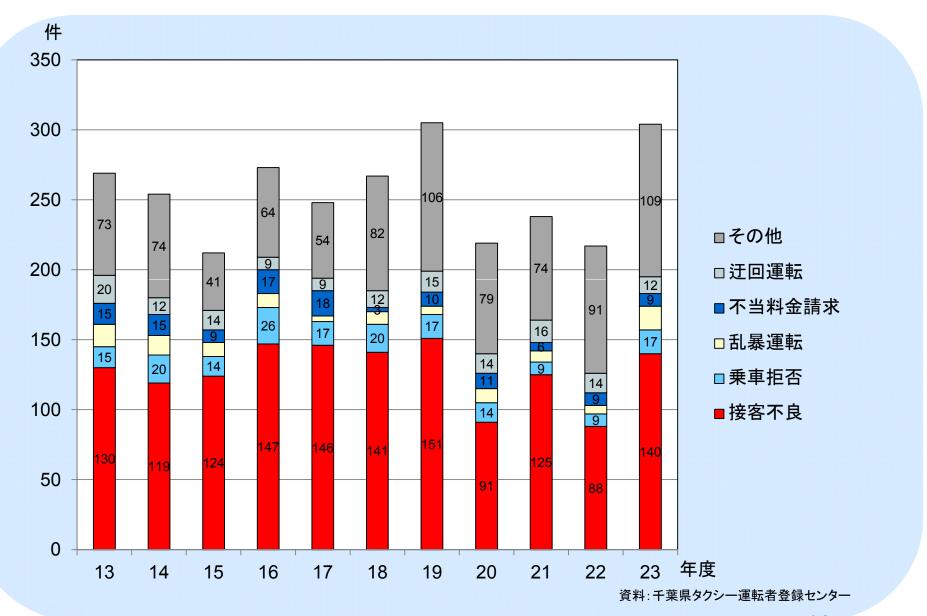


5. 千葉県 タクシー運転者と全産業労働者の平均年齢の比較(男性)

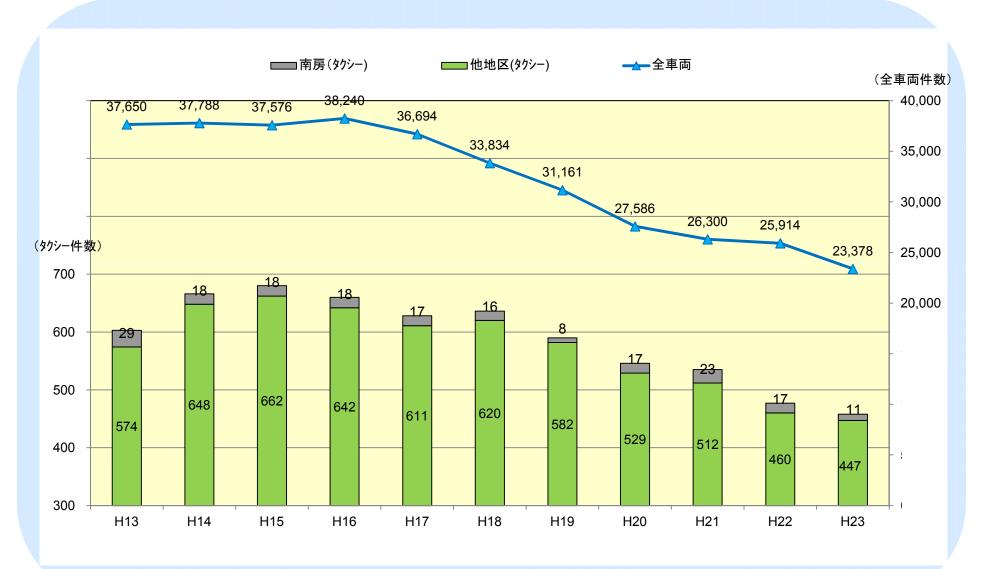


資料:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

6. 千葉県内の苦情件数の推移



7. 千葉県内の事故発生件数等の推移



IV. 適正と考えられる車両数の算定

適正と考えられる車両数の算定

○需要量の算定

次式により推定

需要量

=平成23年度の総実車キロ×平成23年度の総実車キロの対前年度比

〇 適正と考えられる車両数の算定

次式により行う

適正と考えられる車両数

- =需要量÷(過去5年間の平均総走行キロ×平成13年度の実車率÷過去5年間の平均延実働車両数) ÷365÷<u>実働率(※)</u>
- ※ 実働率については、「90%」、「平成13年度実績値(75%)」又は「80%」を適用してそれぞれ算出
 - ① 実働率「90%」を適用した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 算定結果 約350両
 - ② 実働率「平成13年度実績値」を適用した場合・・・・算定結果 約400両

《参考》

平成24年9月30日現在の車両数 453両

V. 地域計画

1. 地域計画の基本的な考え方

- 地域計画は、特定地域における<u>地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本</u> <u>的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定め</u> <u>る</u>もの
- 〇 地域計画の策定に当たっては、協議会において<u>地域の輸送ニーズやタクシー事業の実</u> <u>情を十分に把握</u>し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要
- 〇この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、供給過剰の 解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による 交通問題の解消のための対策について定めることが求められる

2. 地域計画で定めるべき事項

① タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

- 協議会における関係者間の共通認識の形成に資する ものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、 タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等に ついて、可能な限り具体的に記載
- タクシー事業を巡る現状分析・取組みの方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する<u>当該地域において</u> 適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要

②地域計画の目標

特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定

- (1)タクシーサービスの活性化
- (2)事業経営の活性化、効率化
- (3)タクシー運転者の労働条件の悪化の 防止、改善・向上
- (4)タクシー事業の構造的要因への対応
- (5)交通問題、環境問題、都市問題の改善
- (6)供給抑制
- (7)過度な運賃競争への対策

③ 地域計画の目標を達成するために行う特定事業その 他の事業

- (1)利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- (2)情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- (3)利用者の利便の増進に資する乗り場の設置及び運営
- (4)事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等 の導入
- (5)事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- (6)利用者からの苦情、問い合わせ等に迅速かつ適切に 対応するための体制の整備
- (7)他の公共交通機関との乗り継ぎの円滑化に資する措置の実施
- (8)事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- (9)低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- (10)事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の 労働環境の整備
- (11)利用者の需要に対応したサービスの提供
- (12)利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- (13)輸送需要に関する調査の実施

④ ①②③で定める事項のほか、地域計画の実施に関し 当該協議会が必要と認める事項

VI. 他の特定地域の状況(千葉県内)

1. 特定事業計画の申請・認定状況

※平成21年10月1日より指定

平成24年9月30日現在

営業区域	事業者数 (H24.9末)	特定事業計画認定					申請された減・休車が		地域計画		
			うち事業再構築を定めた者		運送法による減車数	基準車両数 ①	すべて実施 された場合	減車率 ②/①	海工市市粉	適正車両数と	
			事業者数	減車数	休車数			の車両数 ②		適正車両数	基準車両数との乖離
京葉交通圏	36	36	29	129	0	47	1,684	1,508	10.5%	1,250~1,400	約17%~26%
東葛交通圏	40	40	30	75	14	50	1,246	1,107	11.2%	900~1,000	約19%~27%
千葉交通圏	45	45	17	49	3	136	1,532	1,344	12.3%	1,000~1,100	約28%~35%
北総交通圏	37	37	12	29	0	56	798	713	10.7%	550~600	約24%~31%
市原交通圏	16	16	10	24	4	26	441	387	12.2%	300~350	約20%~32%

2. 他の特定地域の地域計画の目標及び主な特定事業

- (1)タクシーサービスの活性化
 - ・禁煙タクシーに関する指導・教育の徹底
 - ・さわやかタクシー運動の充実・拡大
 - ・乗務員の服装の整備・点検
- (2)事業経営の活性化、効率化
 - ・日勤勤務から隔日勤務への転換などによる効率性の向上とこれに伴う1両当たりの生産性の向上
 - ・デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車
 - ・車両・部品・燃料などの共同購入等による経費の圧縮
- (3)タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
 - ・賃金制度・乗務員負担制度の見直し
 - ・デジタルタコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮
 - ・ドライブレコーダー、防犯カメラの導入
- (4)交通問題、環境問題、都市問題の改善
 - ・主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
 - アイドリングストップ車の導入
 - ・エコドライブ運動の推進

Ⅲ. 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて(案)

